

令和3年11月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時：令和3年11月11日（木）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
  
- 4 議 題
  - ① 議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
  - ② 議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
  - ③ 議案第3号 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱について
  
- 5 協議事項
  
- 6 報告事項
  - ① 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について（四万十町版）
  
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典



## 参 考

### 四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

**第2条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

**第3条** 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

**第4条** 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

## 別表（第2条関係）

## 校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更 新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1 から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。



議案第3号

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱について

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱を別紙のとおり制定することについて、委員会の意見を求める。

令和3年11月11日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 別紙

### 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づき四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う就学指定校(四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成18年四万十町教育委員会規則第19号)の規定により指定される小学校又は中学校をいう。以下同じ。)の変更及び同施行令第9条の規定に基づき教育委員会が行う区域外就学の承諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準については、別表のとおりとする。

#### (申請)

第3条 児童又は生徒を就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

#### (承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき承認又は承諾をしたときは、保護者及び児童又は生徒が就学する学校の校長に対し、その旨を校区外就学・区域外就学通知書(様式第2号)により通知するものとする。

#### (承認又は承諾の取消し)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾を受けた申請事由が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認又は承諾を取り消すことができる。

(1) 事実と相違していることが判明したとき。

(2) 変更又は消滅したと認められるとき。

#### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、就学指定校変更及び区域外就学事務取扱に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行期日以後の就学指定校変更及び区域外就学の申請を当該施行期日前に行う場合にあっては、この告示の規定に基づき行うものとする。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、この要綱の施行の日以後まで引き続く期間について受けた就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱の廃止)

- 3 四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱（平成18年四万十町教育長訓令第8号）は、廃止する。

(四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱の廃止)

- 4 四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱（平成18年四万十町教育長訓令第6号）は、廃止する。

別表(第2条関係)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで

14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

備考

- 1 上記は、承認・承諾が可能な事由であり、保護者からの申請内容を踏まえ、教育委員会で可否の判断を行う。
- 2 申請内容に応じて、関係書類の提出が必要となる場合がある。
- 3 就学指定校を変更した場合又は区域外就学を承諾した場合の、通学とその安全面については、保護者が責任を持って対処するものとする。
- 4 区域外就学の承諾は、すべての事由において、住所地の市町村教育委員会において学校教育法施行令〔昭和28年政令第340号〕第9条第2項に基づく協議が承諾された場合に限る。

様式第1号(第3条関係)

( 表 面 )

校 区 外 就 学 ・ 区 域 外 就 学 申 請 書

年 月 日

四万十町教育委員会 様

保護者 氏 名

下記のとおり、 校区外就学 ・ 区域外就学 を申請します。

なお、通学とその安全面については、責任を持って対処します。

記

現 住 所	
住民票の住所	

フリガナ 児童生徒氏名		保護者との続柄	
生年月日	年 月 日生	性 別	
		学 年	第 学年
就学を希望する学校		現在の就学指定校	
四万十町立 学校		学校	
就学を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

フリガナ 児童生徒氏名		保護者との続柄	
生年月日	年 月 日生	性 別	
		学 年	第 学年
就学を希望する学校		現在の就学指定校	
四万十町立 学校		学校	
就学を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

フリガナ 児童生徒氏名		保護者との続柄	
生年月日	年 月 日生	性 別	
		学 年	第 学年
就学を希望する学校		現在の就学指定校	
四万十町立 学校		学校	
就学を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		



様式第2号(第4条関係)

校区外就学・区域外就学通知書

学 齡 児 童 生 徒 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	続 柄		性 別	
保 護 者 氏 名			学 齡 児 童 生 徒 と の 関 係				
現 住 所							
住 民 票 の 住 所							
就 学 す べ き 学 校			学 校	学 年	年		
校 区 外 就 学 ・ 区 域 外 就 学 を 承 認 ・ 承 諾 す る 学 校	四 万 十 町 立		学 校	学 年	年		
承 認 ・ 承 諾 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで				
摘 要							

様

年 月 日 付けで申請のあった 校区外就学 ・ 区域外就学 については、上記のとおり 承認 ・ 承諾 しましたので通知します。

- 付記
- 1 申請事由に変更が生じた場合は、必ず教育委員会まで連絡してください。
  - 2 申請事由が変更又は消滅したと認められるときは、承認又は承諾を取り消すことがあります。
  - 3 やむを得ず、再び校区外就学・区域外就学が必要となる場合は、必ず期限の前月中旬に申請手続をとってください。
  - 4 通学とその安全面については、保護者が責任を持って対処してください。

年 月 日

四万十町教育委員会

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学・区域外就学に関する取扱要綱 新旧対照表

新	旧	
<p>四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づき<u>四万十町教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」)が行う<u>就学指定校</u>(四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成18年四万十町教育委員会規則第19号)の規定により指定される小学校又は中学校をいう。以下同じ。)の変更及び同施行令第9条の規定に基づき<u>教育委員会</u>が行う<u>区域外就学の承諾</u>に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(承認及び承諾基準)</p> <p>第2条 四万十町立小学校及び中学校における<u>就学指定校変更承認基準</u>及び<u>区域外就学承認基準</u>については、別表のとおりとする。</p>	<p>四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年法律第340号)第8条に<u>規定する小学校又は中学校の指定の変更</u>に関して、<u>その円滑な運用を図るため、必要な事項</u>を定めるものとする。</p>	<p>四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年法律第340号)第9条に<u>規定する区域外就学</u>に関して、<u>その円滑な運用を図るため、必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(区域外就学)</p> <p>第2条 <u>四万十町教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」)は、<u>他市町村に住所を有する児童生徒の保護者</u>から<u>四万十町立の小学校又は中学校に区域外就学を希望する</u></p>

<p>(申請)</p> <p>第3条 児童又は生徒を就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校區外就学・区域外就学申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する校區外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。</p> <p>(承認又は承諾)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外</p>	<p>旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区域外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(承認)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。</p>	<p>旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承諾を得たときは、当該児童生徒の区域外就学を承諾することができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 前条の規定により、区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、区域外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(区域外就学の協議)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書等を受理したときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、住民登録地の市町村の教育委員会に区域外就学の協議書を送付し協議する。</p>
--	---	---

<p><u>就学の承諾をすることができる。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定に基づき承認又は承諾をしたときは、保護者及び児童又は生徒が就学する学校の校長に対し、その旨を校区外就学・区域外就学通知書（様式第2号）により通知するものとする。</u></p>	<p><u>（校区外就学の承認通知）</u></p> <p>第5条 <u>教育委員会は、前条の規定により指定校の変更を承認したときは、当該保護者に指定校区外就学通知書（様式第2号）を交付し、該当学校長にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>（事由の消滅等）</u></p> <p>第6条 <u>指定校の変更を承認された保護者は、第3条の規定による申請の事由が変更又は消滅したときは、その旨を届け出なければならぬ。</u></p>	<p><u>（区域外就学の承諾通知）</u></p> <p>第5条 <u>教育委員会は、前条の協議が成立したときは、当該保護者に区域外就学通知書（様式第2号）を交付し、該当学校長にその旨を通知するものとする。</u></p>
<p><u>（承認又は承諾の取消し）</u></p> <p>第5条 <u>教育委員会は、前条第1項の規定により就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾を受けた申請事由が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認又は承諾を取り消すことができる。</u></p> <p><u>（1）事実と相違していることが判明したとき。</u></p> <p><u>（2）変更又は消滅したと認められると</u></p>	<p><u>（校区外就学の取消し）</u></p> <p>第7条 <u>教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請に虚偽の記載があると認められたとき、又は届出の事由が変更若しくは消滅したと認められるときは、承認を取り消すことができる。</u></p>	<p><u>（区域外就学の取消し等）</u></p> <p>第6条 <u>教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請に虚偽の記載があると認められたとき、又は届出の事由が変更若しくは消滅したと認められるときは、承諾を変更又は取り消すことができる。</u></p>

<p><u>き。</u></p> <p>(委任) この要綱に定めるもののほか、<u>就学指定校変更及び区域外就学事務取扱に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、<u>必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>必要な事項は、別に定める。</u></p>
--	--	--

別表(第2条関係) 就学指定校変更の承認及び区域外就学の承認基準

事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等
転居又は転出	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
転入予定	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内) 転入日まで
住民票未登録	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、児童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	
心身の事情	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
教育上の配慮	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
その他	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
その他	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
その他	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

校区域外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考(添付書類等)
1	学期途中の転居	四方十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中全年	当該学年の終了まで	・校区域外就学協議書(様式第3号)
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父・母、知人、児童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全年	当該学年の終了まで(1年更新)	・預かり承諾書(様式第4号) ・在職証明書(様式第5号)
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中全年	転居日まで(原則6か月以内)	・校区域外就学協議書(様式第3号) ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動(住宅融資等)	住民票が居所に無い場合	小・中全年	転居日まで(原則6か月以内)	・校区域外就学協議書(様式第3号) ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書(様式第6号)又は居住を確認できる書類
5	教育上の配慮	いじめ、不登校、健康上の理由により校区域外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中全年	必要と認められる期間	・校区域外就学協議書(様式第3号) ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書(必要と認められる場合)
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区域外就学が適当であると認めた場合	小・中全年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区域外就学が適当であると認めた場合	小・中全年	必要と認められる期間	・校区域外就学協議書(様式第3号) ・事由要件による。

別表(第2条関係)

別表(第2条関係) 就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等
転居又は転出	1 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
転入予定 住民票 未登録 留守家 庭児童 対策	3 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	<b>教育委員会が認める期間</b> (年度ごとの申請が必要)
	4 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
	5 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
	6 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
	7 小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	8 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9 支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
	10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
	12 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
その他	13 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16 その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

区域外就学基準

別表(第2条関係)

No	区分	事由	対象者	期間	備考(添付書類等)
1	学期途中の転出	四万十町から転出したが、引き続き在籍していた学校に就学させた場合	小・中全年	当該学年の終了まで	・区域外就学協議書
2	住居建築中	住居の建替えのために一時的に町外へ居所を変更する場合	小・中全年	<b>住居の完成まで</b> (原則6か月以内)	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類
3	転入予定	四万十町へ転入予定で、事前に転入住所地の校区の学校に就学を希望する場合	小・中全年	転入日まで(原則6か月以内)	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書、売買契約書、賃貸借契約書等転入が確認できる書類
4	住民異動手続を伴わない転入	住民票が四万十町以外で町内に居住する場合	小・中全年	住民基本台帳への記録が行われるまでの期間	・居住証明書又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により区域外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中全年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書(必要と認められる場合)
6	その他事情	No.1から5までの掲げる事由のほか、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合	小・中全年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・事由要件による。

## 参 考

### ○学校教育法施行令

[昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号]

#### 第二節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

(入学期日等の通知、学校の指定)

**第五条** 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

**第七条** 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

**第八条** 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

**第九条** 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

(区域外就学等)

**第十七条** 児童生徒等のうち視覚障害者等とその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

